

# 1代限りのペット飼育細則

団地管理組合法人管理規約第3条（規約の遵守義務）及び第18条に基づく、加古川グリーンシティ使用細則第3条（禁止事項）第1項第16号の徹底を図るための特例措置

## 第1条（趣 旨）

この細則は、使用細則第3条（禁止事項）第1項第16号の遵守を目的とし、本細則施行時点以降の加古川グリーンシティにおける動物の飼育に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 第2条（定 義）

この細則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- |            |                                                                 |
|------------|-----------------------------------------------------------------|
| (1) 占有者    | 管理規約（以下「規約」という。）第2条（定義）第4号に規定する占有者をいう。                          |
| (2) 専有部分   | 規約第2条（定義）第5号に規定する専有部分をいう。                                       |
| (3) 敷 地    | 規約第4条（対象物権の範囲）に規定する建物の敷地をいう。                                    |
| (4) 共用部分等  | 規約第2条（定義）第8号に規定する共用部分及び附属施設をいう。                                 |
| (5) バルコニー等 | 規約第14条（バルコニー等の専用使用権）第2項及び第3項において規定する、バルコニー、1階に面する庭、及びルーフトラスをいう。 |
| (6) 補助犬    | 身体障害者補助犬法（平成14年5月29日法律第49号をいう。）                                 |
| (7) 特定動物   | 兵庫県動物の保護及び管理に関する条例第2条に規定する特定動物をいう。                              |

## 第3条（使用細則の効力及び遵守義務）

この細則は、区分所有者の包括承継人及び特定承継人に対しても、その効力を有する。

- 占有者は、区分所有者がこの細則に基づいて負う義務と同一の義務を負うものとし、同居する者に対してこの細則に定める事項を遵守させなければならない。

## 第4条（飼育を認められる動物）

この細則で飼育を認められる動物は、本細則施行時点で飼育している動物1代限りとする。

## 第5条（許可申請の方式）

本細則施行時に動物の飼育をしている者はすべて、申請書を団地管理組合法人に提出しなければならない。

- 前項の申請書の様式は、別記様式第1に掲げるとおりとし、法令、規約及びこの細則を遵守することを証するため、申請者がこれに署名押印しなければならない。

## 第6条（申請書の添付書類）

申請書には、誓約書を添付しなければならない。

ただし、補助犬はこの限りでない。

- 前項の誓約書の様式は、別記様式第2に掲げるとおりとする。

3. 補助犬の飼育を申請する場合、申請者は補助犬使用者証の写しを添付しなければならない。

#### 第 7 条（許可申請の許可又は不許可の審査）

団地管理組合法人は、第 5 条 1 項の申請書について、理事会の決議を経て許可、又は不許可の決定をしなければならない。

この場合において、次の各号に掲げる事項の(1)に該当する動物であるときは、団地管理組合法人は、許可してはならない。

- (1) 特定動物
  - (2) 人の身体に危害を加えたことのある動物
  - (3) 人に伝染するおそれのある有害な病原体に汚染されている動物、及び毒を有する動物等
2. 前項にかかわらず、団地管理組合法人は、補助犬についての申請書を受け取ったときには、無条件で許可しなければならない。

#### 第 8 条（許可又は不許可の通知）

団地管理組合法人は、許可又は不許可を決定した場合には、遅滞なく、ペット飼育許可書を申請者に交付するものとする。

2. 前項の許可書の様式は、別記様式第 3 に掲げるとおりとする。

#### 第 9 条（資料の提出）

飼育が許可された場合、申請者は毎年一定の時期にその動物の最新の状況の写真を団地管理組合法人に提出しなければならない。

2. 飼育を許可された動物が犬の場合には、申請者は毎年、「狂犬病予防法」（昭和 25 年法律第 247 号）第 4 条で定められた登録、及び第 5 条で定められた予防注射が確実に行われていることを証明する書類を団地管理組合法人に提出しなければならない。

#### 第 10 条（費用負担）

ペット飼育者は、飼育 1 匹につき申請時に登録金 5,000 円、年会費金 3,600 円を収め、1 年ごとの更新時には年会費金 3,600 円を収める。これは事務手数料費用にあて、途中転居でも返金はしない。

#### 第 11 条（飼育の明示）

動物を飼育する者（以下「飼育者」という。）は、別に団地管理組合法人が発行する標識を玄関に貼付し、動物を飼育していることを明示しなければならない。

#### 第 12 条（健康診断等）

飼育者は、動物に獣医師による健康診断を年 1 回以上受けさせなければならない。

2. 団地管理組合法人は、必要に応じ、前項の健康診断の結果について文書で報告を求めることができる。
3. 健康診断の結果、人又は他の動物に感染する恐れのある病気が発見されたとき、飼育者は、伝染の恐れがなくなるまで、獣医師等に預ける等適切な措置をとらなければならない。

#### 第 13 条（遵守事項）

飼育者は、他の居住者の迷惑となる行為をさせないように、動物を適正に管理するために、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 飼育は専有部分で行うこと。
- (2) バルコニー等で給餌、排尿、排便、ブラッシング、抜け毛の処理をしないこと。
- (3) エレベータは、補助犬を除き、原則禁止する。やむをえず使用する場合は

- ケージ等に入れて、他人に見えないようにすること。
- (4) 補助犬を除き、廊下等の共用部分等では、必ず動物を抱きかえるかケージ等に入れて運ぶこと。
  - (5) 共用庭等の敷地、及び廊下等共用部分で動物を遊ばせる等の行為をさせないこと。
  - (6) 動物の習性を理解し、運動不足による無駄吠え、発情期における鳴き声等に注意すること。

#### 第14条（飼育動物の虐待防止）

飼育者は、「動物の保護及び管理に関する法律」（昭和48年法律第105号）及び「犬及びねこの飼養及び保管に関する基準」（昭和50年総理府告示第28号）に基づき、飼育動物を虐待してはならない。

#### 第15条（飼育による損害賠償責任）

飼育動物による汚損、破損、傷害等が発生した場合には、理由のいかんを問わず、飼育者が全責任を負わなければならない。

#### 第16条（団地管理組合法人の勧告及び指示等）

飼育者が、この細則に違反した場合、団地管理組合法人は、その是正等のため、必要な勧告又は指示若しくは警告を行うことができる。

#### 第17条（飼育の禁止）

飼育者が、前条の勧告及び指示等に従わない場合、団地管理組合法人は、その動物の飼育を禁止することができる。

2. 動物の飼育を禁止された者（以下「飼育禁止者」という。）は、1ヶ月以内に新たな飼い主を探す等、適切な措置をとらなければならない。
3. 飼育禁止者は、団地管理組合法人に措置終了の届出をしなければならない。
4. 前項の届出書の様式は別記様式第4に掲げるとおりとする。

#### 第18条（罰 則）

飼育禁止者が、正当な理由なく期間内に措置しない場合、団地管理組合法人は、当該飼育禁止者を規約義務違反者として必要な法的措置等をとることができる。この場合措置に要した裁判費用、原告側弁護士費用等は、当該飼育禁止者の負担とする。

#### 第19条（飼育終了の届出）

死亡、譲り渡し等により動物の飼育が終了したとき、飼育者は、団地管理組合法人に飼育終了の届出をしなければならない。

2. 前項の届出書の様式は別記様式第5に掲げるとおりとする。

#### 第20条（動物が死亡した場合の処理）

動物が死亡した場合、飼育者は動物霊園に葬る等、その死体を適切に処理しなければならない。

#### 第21条（改 廃）

この細則の改廃は、理事会の決議を経たのち、団地管理組合法人の団地総会の決議を得るものとする。この場合において、団地管理組合法人の団地総会の決議は、組合員総数の2分の1以上、議決権総数の2分の1以上の賛成を要する。

#### 附 則（平成12年11月19日）

1. 使用細則第3条（禁止事項）第1項第16号の徹底を図るために特例措置として、平成12年11月19日現在飼育中の動物に関し、飼育者が別に定めるペット飼育細則を遵守する場合において1代限りの飼育を認める。

2. 1代限りのペット飼育細則の効力の期限は、施行日より前項に該当する動物がいなくなるまでとする。
3. 一般的に常時籠又は水槽内で飼育される小鳥、観賞魚、小動物類については、専有部分（バルコニーは禁止）で飼育する限りにおいて、第3条（禁止事項）第1項第16号に定める動物より除外する。

## 1代限りのペット飼育継続申請書

平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

団地管理組合法人加古川グリーンシティ様

\_\_\_\_棟\_\_\_\_号室 申請者氏名\_\_\_\_\_ 印\_\_\_\_\_

私は、ペット飼育細則第5条第1項の規定に基づき、この申請書により、次の通り動物の飼育を継続申請します。

—記—

1. 動物の種類
2. 性別
3. 生後年月数
4. 成長時の予測体長

以上

## 誓 約 書

平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

団地管理組合法人加古川グリーンシティ様

\_\_\_\_棟\_\_\_\_号室

申請者氏名\_\_\_\_印

私は、加古川グリーンシティ管理規約及びペット飼育細則を遵守し、他に危害・迷惑をかけないことを誓います。万一違反した場合には飼育を禁止されても意義は申し立てません。

以上

ペット飼育許可書（第 期分）

棟 号室 ○ ○ ○ ○ 様

平成 年 月 日

団地管理組合法人加古川グリーンシティ

記

平成 年 月 日に貴殿より申請のありました動物の飼育につき、次の通り決定しましたので通知します。

1. 申請の通り許可します。
2. 申請については、下記の理由により許可できません。

記

以上

ペット措置終了届

平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

団地管理組合法人加古川グリーンシティ様

私は、ペット飼育細則第17条第3項の規定に基づき、次の通り飼育動物の措置の終了を届出ます。

\_\_\_\_棟\_\_\_\_号室

届出者氏名\_\_\_\_印

記

1. 動物の種類

2. 措置終了の年月日

3. 措置内容

以上



## ペット飼育終了届

平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

団地管理組合法人加古川グリーンシティ様

私は、ペット飼育細則第19条第1項の規定に基づき、次の通り動物の飼育の終了を届出ます。

\_\_\_\_棟\_\_\_\_号室

届出者氏名\_\_\_\_印

記

1. 動物の種類

2. 飼育終了の年月日

3. 飼育終了の理由

以上

## ＜参考＞特定動物の範囲

兵庫県動物の保護及び管理に関する条例第 2 条で規定されている「特定動物」は、下表のとおりです。

区 分		特 定 動 物
ほ 乳 類	ぞう類	ぞう科全種
	くま類	くま科全種
	大型のねこ類	ライオン、とら、ひょう、チーター、ピューマ、ジャガー、ゆきひょう、うんぴょう、
	中型以下のねこ類	ゴールデンキャット、オセロット、マーゲイ、ベンがるやまねこ、すなどりねこ、ばんばすやまねこ、ジャガランディ、マーブルキャット、ぼるねおやまねこ、コドコド、あんですやまねこ、ボブキャット、おおやまねこ、サーバル、カラカル、まぬるやまねこ
	ハイエナ類	ブチハイエナ、カッシュクハイエナ、シマハイエナ、アードウルフ
	おおかみ類	ディンゴ、コヨーテ、ジャッカル、おおかみ、たてがみおおかみ、ドール、リカオン
	大型のさる類	オランウータン、チンパンジー、ゴリラ
	中型のさる類	おながざる科全種、ゲレザ科全種、てながざる科全種
鳥類	わたしたか類	くまたか、えぼしくまたか、あふりかくまたか、おうぎわし、ごまばらわし、いぬわし、おじろわし、くろはげわし、しろえりはげわし、えじぷとはげわし、こしじろはげわし、みみはげわし、みみひだはげわし、ひげわし
は 虫 類	わに類	クロコダイル科全種、アリゲーター科全種、ガビアル
	どくとかげ類	あめりかどくとかげ、めきしこどくとかげ
	へび類	へび科の有毒へび全種、くさりへび科全種、コブラ科全種、あみめにしきへび、いんどにしきへび、あふりかにしきへび、あめじすとにしきへび、アナコンダ